

長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料（令和4年10月1日～）

区 分			手 数 料（円）				
			認定申請 （法第6条第1項）	変更認定申請 （法第8条第1項）			
				工事中の構造又は 設備の変更	認定取得済の住宅 の増改築	その他	
新築住宅 （住宅の新築に係る認定 ^{※1} ） ※1 新築に係る認定を受けている住宅を増築又は改築するときは、変更認定申請を行うこととなります。その場合は、新築に係る認定基準が適用され、手数料はこの欄の金額が適用されます。	確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し(※)の添付あり ^{※4} ※4 認定取得済の住宅の増改築の場合は確認書又はその写しの添付のみ	1戸建ての住宅		17,000	2,000	8,000	2,000
		共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅（棟単位）	1棟の戸数が 5以下	28,000	11,000	17,000	
			〃 6～10	42,000	19,000	25,000	
			〃 11～	68,000	33,000	39,000	
	確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し(※)の添付なし ^{※5} ※5 認定取得済の住宅の増改築の場合は確認書又はその写しの添付なし	1戸建ての住宅		50,000	16,000	22,000	
		共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅（棟単位）	1棟の戸数が 5以下	86,000	40,000	46,000	
			〃 6～10	155,000	75,000	81,000	
			〃 11～	302,000	150,000	156,000	
既存住宅（増改築有り） （既存住宅の増築または改築に係る認定 ^{※2} ） ※2 新築に係る認定を受けていない住宅を増築又は改築し認定を受ける場合は、増改築に係る認定基準が適用され、その後の変更を含め、手数料はこの欄の金額が適用されます。	確認書又はその写し(※)の添付あり	1戸建ての住宅		23,000	3,000	9,000	3,000
		共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅（棟単位）	1棟の戸数が 5以下	38,000	22,000	28,000	
			〃 6～10	60,000	34,000	40,000	
			〃 11～	98,000	61,000	67,000	
	確認書又はその写し(※)の添付なし	1戸建ての住宅		73,000	24,000	30,000	
		共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅（棟単位）	1棟の戸数が 5以下	144,000	69,000	75,000	
			〃 6～10	230,000	112,000	118,000	
			〃 11～	449,000	223,000	229,000	
既存住宅（増改築無し） （既存住宅の増築又は改築を伴わない場合の認定 ^{※3} ） ※3 新築に係る認定を受けていない住宅を増築又は改築せずに認定を受ける場合は、その後の変更も含め、手数料はこの欄の金額が適用されます。（適用される基準は新築時期やその後の増改築の有無により異なります。）	確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し(※)の添付あり ^{※6} ※6 認定取得済の住宅の増改築の場合は確認書又はその写しの添付のみ	1戸建ての住宅		23,000	/	9,000	3,000
		共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅（棟単位）	1棟の戸数が 5以下	38,000		28,000	
			〃 6～10	60,000		40,000	
			〃 11～	98,000		67,000	
	確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し(※)の添付なし ^{※7} ※7 認定取得済の住宅の増改築の場合は確認書又はその写しの添付なし	1戸建ての住宅		73,000		30,000	
		共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅（棟単位）	1棟の戸数が 5以下	144,000		75,000	
			〃 6～10	230,000		118,000	
			〃 11～	449,000		229,000	
譲受人を決定した場合における計画の変更の認定（法第9条第1項）							2,000
管理者等が選任された場合における計画の変更の認定（法第9条第3項）							2,000
地位の承継の承認（法第10条）							2,000

※ 確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し：登録住宅性能評価機関が交付した品確法第6条の2第5項に規定する書類

○ 共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅において、申請に複数棟が含まれている場合は、棟ごとの額を合算します。

○ 法第6条第2項の規定により、認定申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する確認申請書を提出する場合は、認定申請手数料に確認申請手数料相当額を合算します。

○ 法第8条第1項の規定による変更認定申請で、工事中の構造又は設備の変更とその他の変更を含む場合は、それぞれの額を合算します。